

高山村まち・ひと・しごと創生総合戦略

■総合戦略策定の背景

国では、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法が制定されました。

村でも、昭和55年をピークに人口は減少に転じ、少子高齢化が一層進展することが見込まれており、人口減少の克服、地域経済の発展や活力ある共生・共助の地域社会の形成などが課題であり、安心して子育てをし、安心して働き、安心して暮らすことのできる社会環境の整備が求められています。

また、村では、国の情勢に応じた迅速な対応が求められるなか、今般の地方創生を契機として、村民及び行政が「高山村の在り方」についてもう一度認識し、私たちに今できることは何か、次世代に何を残していくべきか知恵を絞り、地域の可能性や課題を理解し、村民と共有することが、高山村の地方創生に向けた姿勢であると考え、「住みたい・住み続けたい・住んでよかった」と実感できるむらづくりを推進します。

これらのことを踏まえ、高山村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国及び県が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案するとともに、第5次高山村総合計画との整合を図り、村の課題に一体的に取り組むため、高山村ならではの特色を生かした小回りの利く施策を展開し、民意と行政との乖離を是正した高山村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めています。

■経過報告

総合戦略の策定に当たり、幅広い意見を伺うため、子育て世代をはじめとする村民の方、産業関係者、各種団体関係者、金融機関、行政・教育機関、メディア等で構成する「高山村まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会」を設置し、村の現状や課題の整理、総合戦略の目標など、議論・検討を重ねてきました。

庁内では村長、教育長、課室局長級で構成する「地方創生・人口減少対策会議」を設置し、現在村で行っている事業の整理や見直し、検討委員会での提案事項の実現の検討など協議を進めています。



まちグループ



ひとグループ



しごとグループ

高山村まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会の様子

ワークショップ形式の意見交換では、村の良いところ(長所・足りているところ)・悪いところ(課題・足りないところ)を整理し、良いところはより良くするため、悪いところは改善するためのアイデアや実現の可能性を踏まえた事業提案を行いました。

■意見の募集（皆様のご意見をお聞かせください）

高山村まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について、村民の皆様からご意見を募集します。

【閲覧・意見の募集期間】

平成28年2月15日(月)から2月26日(金)必着

【閲覧場所】

村ホームページ、村内掲示板、役場(地域振興課窓口)、いぶき会館(教育委員会事務局窓口)

※役場及びいぶき会館は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分です。

【意見の提出方法】

件名を「総合戦略意見」とし、住所・氏名・年齢・電話番号を明記の上、電子メール、ファックス、郵送、持参のいずれかにより提出してください。

※応募用紙の様式は問いません。

※電話・口頭でのご意見は受け付けておりません。

【意見の取扱い】

- ・お寄せいただいたご意見は、総合戦略策定の参考とさせていただきます。また、ご意見に対する村の考え方は、村ホームページ等で公表します。なお、氏名等個人に関する情報は公表しません。
- ・提出されたご意見の中に、個人及び法人の権利や不利益が生じる恐れのある情報が含まれている場合、関連する部分は公表いたしません。
- ・ご意見に対する個別の回答はいたしません。

【提出先・お問い合わせ先】

高山村役場地域振興課

☎63-2111(内線24) FAX: 63-2768 メール: t-chiiki@vill.takayama.gunma.jp

高山村プレミアム付商品券 抽選について

高山村プレミアム付商品券につきまして、多くの村民皆様にご購入いただきありがとうございました。商品券の取り扱いにつきましては、村内事業者・店舗の皆様のご協力により、平成27年12月31日をもって終了となりました。

皆様、大変お待たせしております。商品券販売の際にチラシ等でお知らせしましたとおり、商品券の表紙に記載のナンバーを使って抽選を実施しますのでお知らせします。

- 抽選日** 平成28年2月中旬(高山村役場内において抽選)
- 抽選方法** 無作為抽選ソフトを使用
- 取扱賞品** 旅行券、家電製品、テーマパークペアチケット、買い物券などを予定
- 当選発表** 広報たかやま3月号、高山村ホームページ、Facebook等に掲載
※商品券表紙は、賞品引換の際に必要ですので、大切に保管しておいてください。
※商品券表紙の紛失等は無効となりますのでご了承ください。

●アンケート調査の実施について

皆様に使用いただきました商品券ですが、商品券事業の消費喚起の効果把握や使い道、今後の事業の参考とするため、商品券をご購入いただいた方を対象にアンケートを実施します。

2月下旬に郵送にて行いますので、皆様のご協力をお願いします。

《お問い合わせ先》 高山村役場 地域振興課 ☎63-2111(内線24)

平成28年(平成27年分所得) 納税相談日程

会場を「高山村役場」1箇所に変更しました

実施日	会場	対象地区	相談受付時間
2月16日(火)	高山村役場 2階 第1会議室	北之谷・熊野	午前9時～午後4時まで
17日(水)		戸室・火の口	
18日(木)		役原・関田	
19日(金)		原	
20日(土)			
21日(日)			
22日(月)	高山村役場 2階 第1会議室	本宿	午前9時～午後4時まで
23日(火)		新田	
24日(水)		五領	
25日(木)		梅沢・茶屋ヶ松	
26日(金)		判形	
27日(土)			
28日(日)			
29日(月)	高山村役場 2階 第1会議室	村内全域	午前9時～午後4時まで
3月1日(火)			
2日(水)			
3日(木)			
4日(金)			
5日(土)	役場2階 第1会議室	村内全域	午前9時～午後4時まで
6日(日)			
7日(月)	高山村役場 2階 第1会議室	村内全域	午前9時～午後4時まで
8日(火)			
9日(水)			
10日(木)			
11日(金)			
12日(土)			
13日(日)			
14日(月)	高山村役場 2階 第1会議室	村内全域	午前9時～午後4時まで
15日(火)			

※従来の会場・時間の見直しを行い「高山村役場」1箇所に変更しました。
併せて混雑緩和の為、実施地区を見直しました。お出かけの際は、ご確認ください。
(都合により日程が合わない場合は、期間中何時でも対応可能です。)

お 願 い

※納税相談について

必要と思われる方は相談にお越しください。従来より確定申告・住民税申告を行っています。

◎農業収入のある方へ(自家用の分だけを作っている方を含みます)

配布もれを防ぐため全世帯に「農業所得基礎資料報告書」を配付しております。
必要事項を記入・計算のうえ、領収書等と併せて相談会場へ持参してください。

◎医療費控除のある方へ

治療費又は医薬品購入の領収書などを、個人ごと(受診者又は購入業者ごと)にまとめ、その合計額を計算しておいてください。(時間の短縮になります)

◎消費税申告・青色申告のある方へ

消費税及び青色申告は税務署で直接申告をお願いいたします。

※今後も、相談時間の短縮に向け努力していきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
納税相談についてご不明な点は役場税務課までお問い合わせください。☎63-2111

納税相談に必要なもの

納税相談に必要なものは、主に以下のとおりですので納税相談に出かける際には確認のうえ必ず持参してください。
なお、記載した以外にも必要となる場合がありますので、ご了承ください。

共通事項

- ・印鑑（納付申告の場合は通帳印）
- ・預貯金通帳（申告者本人名義のものに限る）
※金融機関名と口座番号が分かれば通帳でなくてもかまいません。

雪害被害（事業の損失・雑損控除）のある方

- ・「被害を受けた資産の詳細（金額・建築年数等）」
- ・「修繕等の領収書」
- ・「（補助金等受けた場合は）補助等確定通知書」

農業収入がある方

- ・「農業所得基礎資料報告書」（事前に配布してあります）
- ・「収入」とそれに伴う「支出（経費等）」の分かる書類

給与収入のある方

- ・「源泉徴収票」又は「支払証明書」（勤務先より配布）

年金収入のある方

- ・「源泉徴収票」（年金支払機関より送付）
※国民年金の源泉徴収票を紛失したときは、「ねんきんダイヤル0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

税務署から確定申告書を送付された方

- ・「確定申告書」（税務署から送付されたもの）

上記以外の収入がある方

- ・「収入」とそれに伴う「支出（経費等）」の分かる書類

医療費控除を受ける方

- ・「領収書」又は「レシート」
※個人ごとの合計額を計算しておいてください。
※合計所得金額の5%（上限10万円）を超える額が控除額となります。

国民年金保険料控除を受ける方

- ・「控除証明書」（日本年金機構から送付）
※紛失したときは、「ねんきんダイヤル0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

生命保険料控除・地震保険料控除（長期損害保険料を含む）を受けられる方

- ・「控除証明書」（保険会社より送付、あがつま農協は高山支店の窓口で配付を受けてください）

初めて住宅借入金等特別控除を受けられる方

- ・「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」（借入金融機関から送付）
- ・「住民票の写し」（住所地の市区町村で交付）
- ・「家屋の登記事項証明書」（前橋地方法務局中之条支局で交付）
- ・「請負契約書」又は「売買契約書」

繰越損失のある方

- ・「昨年度の確定申告書の写し」

納税相談に行く手段の少ない方へ

納税相談期間中、役場へ行く手段の少ない皆様へ
こんな日程で計画してみてもいかがでしょうか？

（まずは福祉バスの運行表により時間を確認）

福祉バスの最寄りの乗車場所から乗車してください。

乗車した場所から、「なごみ」（旧 農協購買部）で降車。

「なごみ」で昼食（負担金100円）の予約をします。
（どなたでも利用できます。）

高山村役場で「納税相談」をしてもらう。

納税相談の申告が終わったら「なごみ」で昼食。

福祉バスの午後の便で最寄りの場所で降車し帰宅する。

上記の行程は、ゆっくりと（約4時間の）時間を掛ける行程ですので忙しく無いと思います。交通手段が少ない方はお誘いあわせの上考えてみてはいかがでしょうか。

福祉バスの時刻予定表は、次ページに記載してあります。

「午前中の便」で移動
福祉バス

福祉バス
「午後後の便」で帰宅

福祉有償運送サービス（輸送サービス）の利用について

高山村社会福祉協議会では上記のサービスを行っています。

利用されるに当たって次の要件があります。

・介護保険制度の要介護認定で「要支援1」以上の判定を受けている方

・身体障害者手帳を有する方

が利用できます。

又、利用に伴い「1km当たり40円」の負担が必要になります。

利用される場合、事前申し込みが必要になりますので高山村社会福祉協議会（☎63-2075）までお問い合わせください。

高山村ふれあい福祉巡回バス運行時刻予定表 (平成25年11月5日より)

①中山コース		午前	午後	②尻高コース		午前	午後
行きの時間	保健福祉センター	9:25	1:00	行きの時間	保健福祉センター	9:30	1:00
	なごみ		1:03		なごみ		1:03
	関口集会所	9:31	1:06		向井橋	9:35	1:05
	梅沢公民館	9:33	1:08		関田公民館	9:37	1:07
	近藤よし子宅前 (梅沢)	9:35	1:10		山田洋一宅前 (火の口)	9:40	1:10
	吾妻養護老人ホーム	9:39	1:14				
	茶屋ヶ松公民館	9:41	1:16		火の口公民館	9:41	1:11
	玉屋民宿前	9:45	1:20		熊野公民館	9:44	1:14
	原公民館前	9:47	1:22		並木	9:46	1:16
	阿部一郎宅前 (堂山)	9:49	1:24		松井正八宅前 (北之谷)	9:48	1:18
	権現	9:53	1:28		北之谷小屋	9:49	1:19
	本宿公民館	9:57	1:32		西幼稚園跡	9:51	1:21
	新田公民館	9:59	1:34		戸室消防詰所	9:52	1:22
	西沢入口	10:00	1:35		小淵志々万宅前	9:54	1:24
	東五領上道祖神	10:02	1:37		役原公民館	9:57	1:27
	五領公民館	10:03	1:38		小野里三郎宅前 (山室)	9:59	1:29
	いぶきの湯	10:04	1:39		いぶきの湯	10:03	1:33
	中山診療所	10:07	1:42		中山診療所	10:06	1:36
	ふれあいプラザ	10:08	1:43		ふれあいプラザ	10:07	1:37
判形公民館	10:12	1:47	判形公民館	10:11	1:41		
なごみ	10:12	1:47	なごみ	10:11	1:41		
保健福祉センター	10:15	1:50	保健福祉センター	10:14	1:44		
帰りの時間	保健福祉センター	11:25	3:25	帰りの時間	保健福祉センター	11:25	3:25
	いぶきの湯	11:28	3:28		いぶきの湯	11:28	3:28
	判形公民館	11:31	3:31		中山診療所	11:31	3:31
	なごみ	11:31	3:31		ふれあいプラザ	11:32	3:32
	中山診療所	11:32	3:32		判形公民館	11:36	3:36
	ふれあいプラザ	11:33	3:33		なごみ	11:36	3:36

・多少時間が前後することもありますので、あらかじめご了承くださいませよう願いたします。

3月から高齢者を支える新しい『地域づくり』が始まります！ ～介護保険法改正による介護予防・日常生活支援総合事業のご紹介～

○介護保険法の改正により、予防給付サービスのうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を村の事業である地域支援事業に移行し、介護予防事業と併せた介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の実施が決定されたことを受け、高山村では平成28年3月から総合事業を実施します。

【高齢者の生活を支えるための地域づくり】

介護や生活支援を必要とする高齢者や、独居生活者や高齢者のみの世帯が増える中、生活の継続に必要な買い物や掃除の支援、高齢者が生きがいを持って参加できる活動が、これまで以上に必要となると見込まれています。

このため、従来のホームヘルプやデイサービスだけでなく、住民が実施する取り組みも含めた多様な担い手による高齢者の支援体制を、地域の中につっていくことが必要になっています。

【地域のみんで一緒に取り組む介護予防活動を応援します】

自分らしく地域で暮らし続けるためには、一人ひとりができる限り介護予防に努めるとともに、地域や家庭の中で何らかの役割を担いながら生活することが大切です。また、役割を担うことは介護予防にも繋がります。現在各地域の公民館で行われている「介護予防教室」や地域のつどいの場である「なごみ」など、住民の自主的な介護予防活動の立ち上げや、運営について幅広く応援します。

【高齢者のための地域活動を支援します】

こうした住民皆さんの参加による幅広い支え合いの地域づくりを推進するため、高山村では平成28年3月から、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)を実施します。新しい『総合事業』では、地域住民の皆さんによる高齢者の介護予防活動や生活支援の自主的な取り組みを応援します！ 担当 地域包括支援センター ☎63-1311

赤い羽根共同募金のお礼とご報告について

昨年10月より、全国一斉に実施された「赤い羽根共同募金」に、村民の皆様からのあたたかいご理解とご協力をいただき大変ありがとうございました。また、小・中学校からは、学校募金としてご協力いただき厚くお礼申し上げます。「赤い羽根共同募金」は、社会福祉活動やボランティア活動のために使われます。役場 住民課

行政区	金額(円)	行政区	金額(円)	行政区	金額(円)	行政区	金額(円)
原	36,600	役原	20,700	熊野	16,600	小学校	8,067
本宿	42,300	関田	24,000	梅沢	24,600	中学校	4,166
新田	54,900	戸室	20,400	茶屋ヶ松	8,700		
五領	27,900	火の口	12,000	小計①	373,900	小計②	12,233
判形	69,600	北之谷	15,600			合計①+②	386,133

小学校と中学校でも募金活動「赤い羽根共同募金」

昨年10月より、全国一斉に実施された「赤い羽根共同募金」に小・中学校からは、学校募金としてご協力いただきました。

小学校では児童会でクラスごとに募金箱をおいて、募金を集めてくれました。12月18日に児童会本部役員のみなさんが役場を訪れ、村長に募金を手渡しました。中学校では生徒会が、役員改選のあとの初めての仕事として取り組み、各クラスの学級委員に呼びかけてもらい募金を集めてくれました。12月2日には生徒会本部役員のみなさんが役場を訪れ、村長に募金を手渡しました。

児童、生徒のみなさんからのあたたかい募金は、地域の社会福祉活動やボランティア活動のために使われます。ご協力ありがとうございました。



高山小学校より



高山中学校より

● 詳細について
教育委員会事務局
☎ 63・3046

● 受付期間
平成28年2月1日(月)
～3月31日(木)

この制度は、本村を生活の拠点とする心身ともに健康で学業優秀なる子女で経済的理由により就学困難な者に学資を貸与し、有用なる人材の育成を図るために実施している制度です。

高等学校以上の学校またはこれに準ずる機関において修学する方で、育英基金貸与のご希望がありましたら教育委員会事務局までお申し込みください。

高山村
育英基金
貸与制度
について

(育英生募集)

高山村では今年度より、新たに障がい福祉に係る事業を開始いたしました。障がいをもたれる方への理解を深めるための研修・啓発活動を通じて、日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすこと、共生社会の実現を図ることを目的としています。

今回は高崎市にあります、国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園 診療部長である有賀道生先生に講師として来ていただき、お話ししていただきます。発達障がいをもたれる子どもから大人まで、各年代(ライフステージ)に合わせた支援のしかたや、発達障がいをもたれる方が生きていく中での困難さを理解していただける内容となっております。参加対象に限りはございません。多くの方にお越しいただけたらと思います。入場料は無料です。参加をご希望の方は事前に申し込みが必要となりますので、下記までご連絡ください。

高山村障がい者等理解促進研修・啓発事業
「発達障がいの理解と支援～ライフステージにあわせた支援とは～」

講師 国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園 診療部長 有賀 道生 先生

不登校、非行や自傷行為等いきづらさや不安を抱えたまま、様々な困難に立ち向かいながら大人になっていく子どもたちがいます。困難さを理解してささえていけるように一緒に考えてみませんか……

- 日時 平成28年2月23日(火) 13時30分～15時15分 (受付開始13時から)
- 申し込み締め切り 平成28年2月12日(金)
- 主催 高山村
- 会場 高山村 いぶき会館 3F多目的ホール
- 共催 やまばと相談支援センター
- 入場料 無料
- 協賛 吾妻地域自立支援協議会

《お申し込み・お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎63-2111(内線64)

農業に使用する軽油に課される軽油引取税は、一定の手続を行うと課税が免除されます。

対象となる農業用の軽油

農業を営む人が使用する農業用の機械^(注1)が、
は場内で農作業を行うために使用する軽油

(注1) 耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、及び畜産用機械。ただし、道路運送車両法第4条の登録を受けている機械は除く。

受付場所・期間

受付場所：中之条合同庁舎1階 吾妻行政県税事務所
期 間：平成28年2月1日(月)から2月19日(金)まで
※詳細は、下記問い合わせ先にご連絡ください。



手続き

- ① 県行政県税事務所で「免税軽油使用者証」と「免税証」の交付申請を行い、交付を受ける。
※申請には「耕作証明書」や申請機械の確認書類などの添付が必要です。
- ② 交付を受けた「免税証」を、軽油を購入する際に軽油販売業者に提出し、免税軽油を購入・使用する。
- ③ 購入及び使用した数量等を報告する。

「免税証」や「免税軽油」は適正な管理・使用が必要です

- 免税軽油の使用者には、使用状況の報告義務があります。
- 使用状況報告には、免税証を使用して軽油を購入した日付や数量、使用している機械ごとの給油数量や稼働時間などを管理していただく必要があります。

《お問い合わせ先》 吾妻行政県税事務所 ☎0279-75-3300 吾妻農業事務所 ☎0279-75-2311

学校給食を食べてみませんか

給食を食べながら 考えましょう 語り合しましょう
子どもたちの食と健康を！ 学校と家庭そして地域で！

- **日 時** 平成28年2月24日(水)
12時から1時
 - **場 所** 高山小学校 1階 会議室
 - **費 用** 260円(当日集金します)
 - **申し込み** 高山村学校給食センター
電話(63-2811)でお申し込みください。
 - **締め切り** 2月19日(金)まで
※先着20名とさせていただきます。
- ※事前に食材の準備をする都合上、欠席すると代わりの方の出席をお願いするか代金をいただくこととなりますがよろしくお願い致します。

予定献立

- ・カレーライス
- ・カラフルサラダ
- ・牛乳
- ・キウイ
- ・鶏レバーの甘辛煮



第6回目の2月の試食会は、ごはんを主食とした献立です。給食で人気の高いカレーライスに栄養たっぷりの鶏レバーとサラダを組み合わせたメニューです。栄養バランスの良い給食を用意しますので、どなたでもお気軽にご参加ください。お待ちしております。

お知らせ

1時から2時まで『校長室開放』を実施していますので、お気軽にお出かけください。

緑のふるさと 協力隊及び地 域おこし支援 隊活動報告会 のご案内

協力隊・支援隊としてそれぞれ一年間どのような活動をして、何を考えたか、活動の集大成として、またお世話になった皆様への感謝の気持ちを込めて報告会を開催しますので、ぜひお越しください。

日時

平成28年2月22日(月)
午後3時～

場所

高山村役場2階
大会議室

緑のふるさと協力隊

手柴瑞代

地域おこし支援隊

林 沙晶

渡部美智子

戸井田裕希

納税等

★印が2月に納めていただく税等です。

	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	上下水道使用料
4月			●				
5月		●					●
6月	●						
7月		●		●	●	●	●
8月	●			●	●	●	
9月				●	●	●	●
10月	●	●		●	●	●	
11月				●	●	●	●
12月				●	●	●	
1月	●	●		●	●	●	●
2月				★	★	★	
3月				●	●	●	●

税金は 社会を支える あなたの会費

人口と世帯数

(1月1日現在)

- 人口 3,796人 (- 2)
- 男 1,867人 (- 6)
- 女 1,929人 (+ 4)
- 世帯数 1,328世帯(- 2)

※()内は、前月との比較

